

市川三郷町みはらしの丘・みたまの湯 官民連携導入可能性調査に係る民間事業者意向調査 事業概要



令和8年9月
市川三郷町役場

産業振興課観光係

目次

1. みたまの湯の政策的位置づけ・事業目的

- 1－1. みたまの湯の紹介 (p. 3)
- 1－2. 町の将来人口推計 (p. 4)
- 1－3. 町の観光入込客数の推移 (p. 5)
- 1－4. 町の課題とみたまの湯の政策的位置づけ (p. 6)

2. 施設に関する概要

- 2－1. 施設概要 (p. 7～p. 9)
- 2－2. 位置図及び周辺施設等 (p. 10～p. 14)
- 2－3. 施設の改修・老朽化等の状況 (p. 15～p. 17)

3. 運営に関する概要

- 3－1. 現行の施設運営方式の概要 (p. 18～p. 22)
- 3－2. 施設の運営状況及び入館者数 (p. 23～p. 27)
- 3－3. 収入及び支出の状況 (p. 28～p. 30)

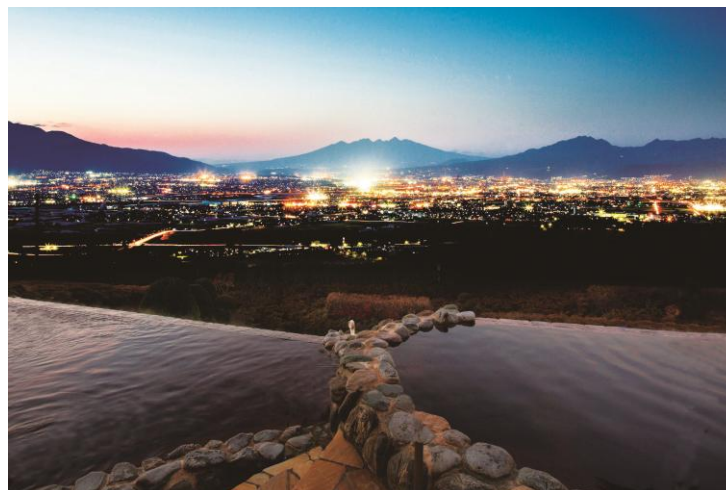
4. 想定事業スキームと事業スケジュール

- 4－1. 想定事業スキーム (p. 31～p. 32)
- 4－2. 今後の事業スケジュール (想定) (p. 33)

※本資料では、市川三郷町みはらしの丘・みたまの湯及び市川三郷町みはらしの丘・のっぴいの館の総称として「みたまの湯」と呼称します。

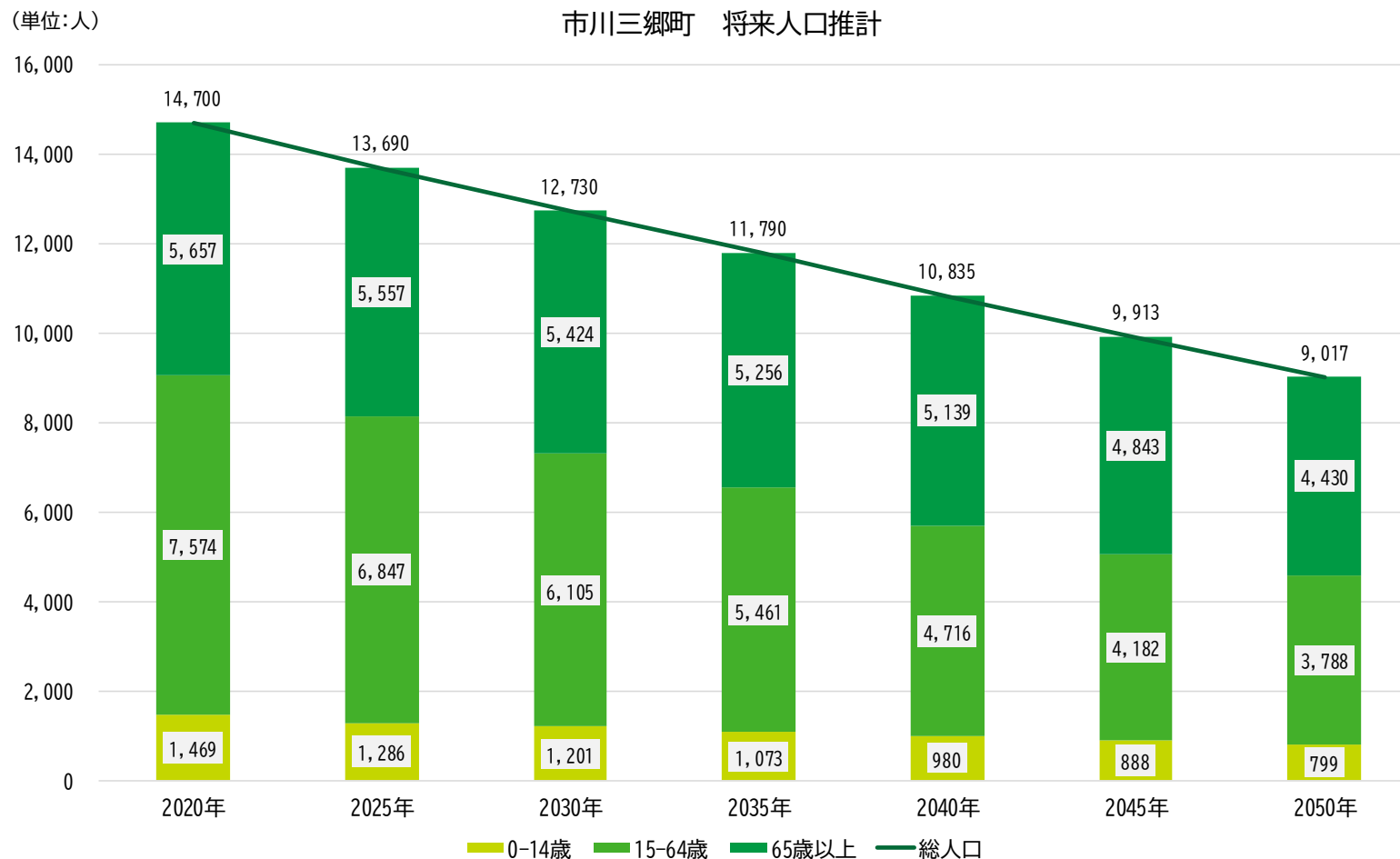
1-1. みたまの湯の紹介

みはらしの丘・みたまの湯は、市川三郷町が保有する温浴施設であり、甲府盆地を眼下に望む高台に位置し、温泉と眺望を楽しむことができる町を代表する観光交流拠点です



1-2. 町の将来人口推計

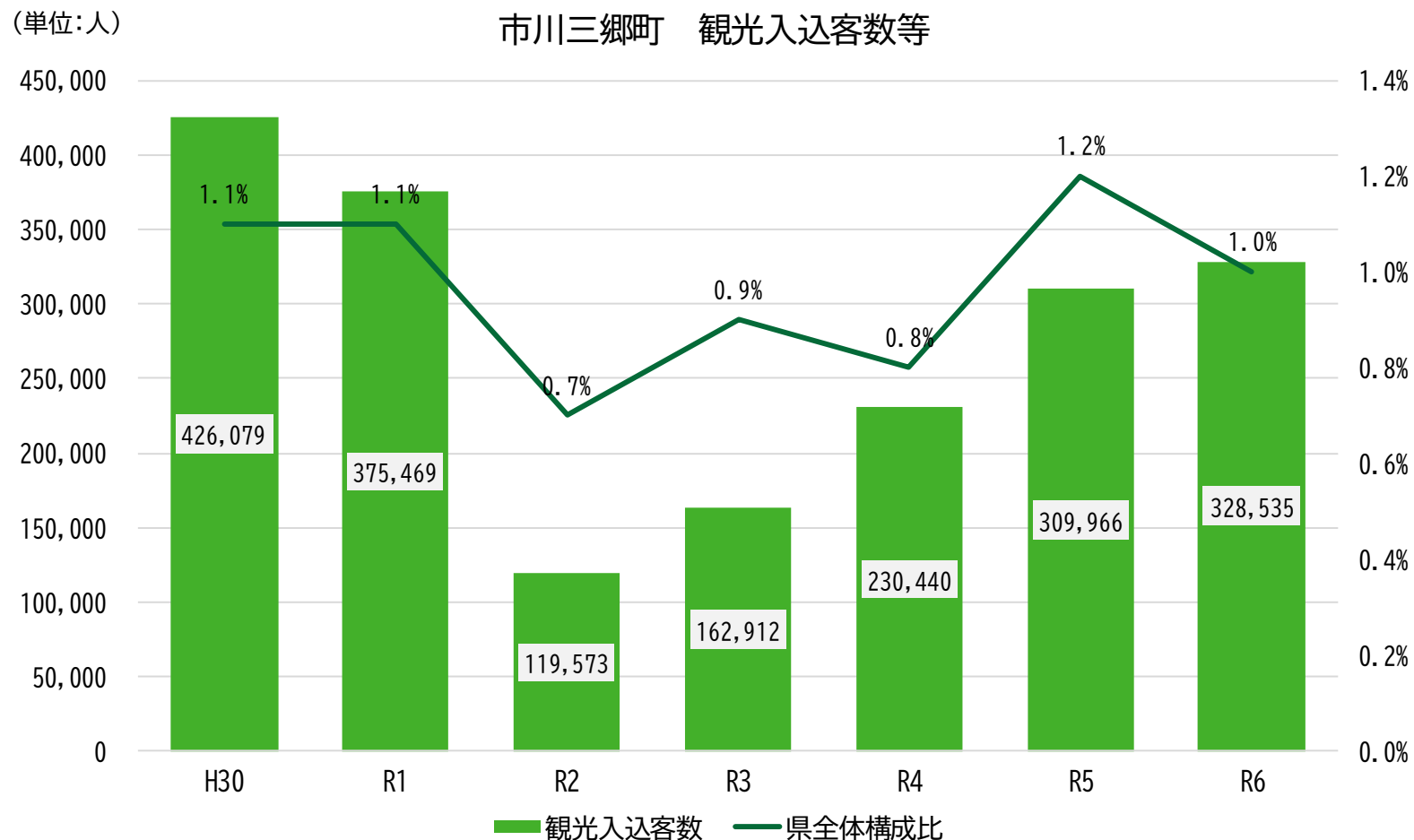
生産年齢人口の減少が加速し、2050年には高齢者比率が約5割に達します。町の財政状況が悪化することが予測され、将来的な財政負担の軽減が大きな課題となります



出所：国立社会保障・人口問題研究所 『日本の地域別将来推計人口』（令和5（2023）年推計）をもとに作成

1－3. 町の観光入込客数の推移

町の観光入込客数は、概ね県全体の1％程度を占めており、近年は回復傾向にありますが
コロナ禍以前の水準には戻っていません



出所：山梨県『山梨県観光入込客統計調査』（平成30年～令和6年）をもとに作成

1-4. 町の課題とみたまの湯の政策的位置づけ

人口減少を見据えた持続可能な地域経営を実現するため、地域全体の活性化に貢献する観光のゲートウェイ（拠点）として、みたまの湯の魅力向上に取り組んでいきます

第三次総合計画より



（課題）

人口減少と持続可能な地域経営

- 人口減少・少子高齢化
- 地域経済の縮小、担い手不足
- 公共施設・財政負担の増大



（強み・機会）

地域資源と広域交通の変化

- みたまの湯、神明の花火
- 自然・歴史・文化・特産品
- 中部横断道、リニア開業の動き



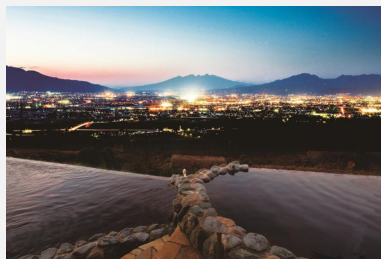
（打ち手）

交流人口の創出と周辺地域の活性化

- 滞在・消費を生む観光拠点
- 町内資源をつなぐ周遊機能
- 移住・定住のきっかけづくり



地域全体の活性化に貢献する観光のゲートウェイ（拠点）



癒し・滞在
の提供

交流・賑わい
の創出

周遊の
ハブ機能

地域連携
・
経済波及

移住・定住
のきっかけに

みたまの湯を起点に、地域資源をつなぎ、交流と賑わいを生み出すことで、持続可能な地域経営の実現を目指します

2-1. 施設概要

みたまの湯は町民の健康・福祉の増進と町の活性化を、のっぴいの館は農業・農村、産業・文化の振興、住民生活の改善及び地域の活性化を目的とし、平成16年に開館しました

施設概要①

施設名称	みはらしの丘 みたまの湯、のっぴいの館		
設置根拠	みたまの湯	市川三郷町みはらしの丘・みたまの湯設置及び管理に関する条例	
	のっぴいの館	市川三郷町みはらしの丘・のっぴいの館設置及び管理に関する条例	
所在地	山梨県西八代郡市川三郷町大塚2608番地		
敷地面積	12,302㎡		
構造	みたまの湯	鉄筋コンクリート平屋建、地下機械室・ピット・排水槽	
	のっぴいの館	鉄骨平屋建	
主要建物面積	みたまの湯	延床面積	1,037㎡
		建築面積（露天風呂面積除く）	1,129㎡
	のっぴいの館	延床面積	761㎡
		建築面積（露天風呂面積除く）	837㎡
	みたまの湯露天風呂面積		250㎡
	駐車場・駐輪場スペース		5,300㎡
	メンテナンススペース		400㎡
	イベントスペース		300㎡
	周辺緑地スペース（法面分除く）		1,867㎡
施設構成	浴場2か所（男女各1）、露天風呂2か所（男女各1）、サウナ2室（男女各1）、脱衣室2か所（男女各1）、トイレ2か所（脱衣室内及び中央ホール内）、管理室1室、食堂2室、厨房1室、調理実習加工室1室、ボディケア室1、会議室2室（大・小）、研修室1室、倉庫2室、機械室2室（地上・地下各1）		

2-1. 施設概要

みたまの湯は町民の健康・福祉の増進と町の活性化を、のっぴいの館は農業・農村、産業・文化の振興、住民生活の改善及び地域の活性化を目的とし、平成16年に開館しました

施設概要②

温泉の概要	源泉名：みたまの湯 湧出量：200ℓ/分（動力揚湯） 泉質：アルカリ性単純温泉（低張性アルカリ性高温泉） 源泉温度：46.1℃ ※平成30年7月19日調査時点
土地建物の 権利状況	土地：市川三郷町所有 建物：市川三郷町所有
都市計画等 による制限	都市計画：非線引き都市計画区域内、防火・準防火指定なし、用途 地域無指定、立地適正化計画なし 建築制限：建蔽率70%、容積率200% 景観条例：山麓・山間景観形成地域 県屋外広告物条例：第二種許可地域 その他：文化財保護法第93条による周知の埋蔵文化財包蔵地に該当
現況	施設運営管理：指定管理者（株式会社内外ビル） 年間利用者数：279,899人（令和7年度実績）
アクセス	鉄道：JR甲斐上野駅から車で約10分 有料道路：中央自動車道甲府南ICから車で約10分 中部横断自動車道増穂ICから車で約15分
施設の沿革	平成16年7月16日 開館 平成27年11月 施設大規模改修 令和4年11月 空調設備リニューアル整備

2-1. 施設概要

みたまの湯（温泉）とのっぴいの館（レストラン、売店、休憩スペース等）で構成され、隣接して農産物直売所を併設しています

フロアマップ



2-2. 位置図及び周辺施設等

北側及び西側は崖地、南側及び東側は農地に囲まれているため、既存敷地の拡張は困難であり、既存敷地の範囲内での施設運営が今後も前提となります

位置図（広域及び詳細）

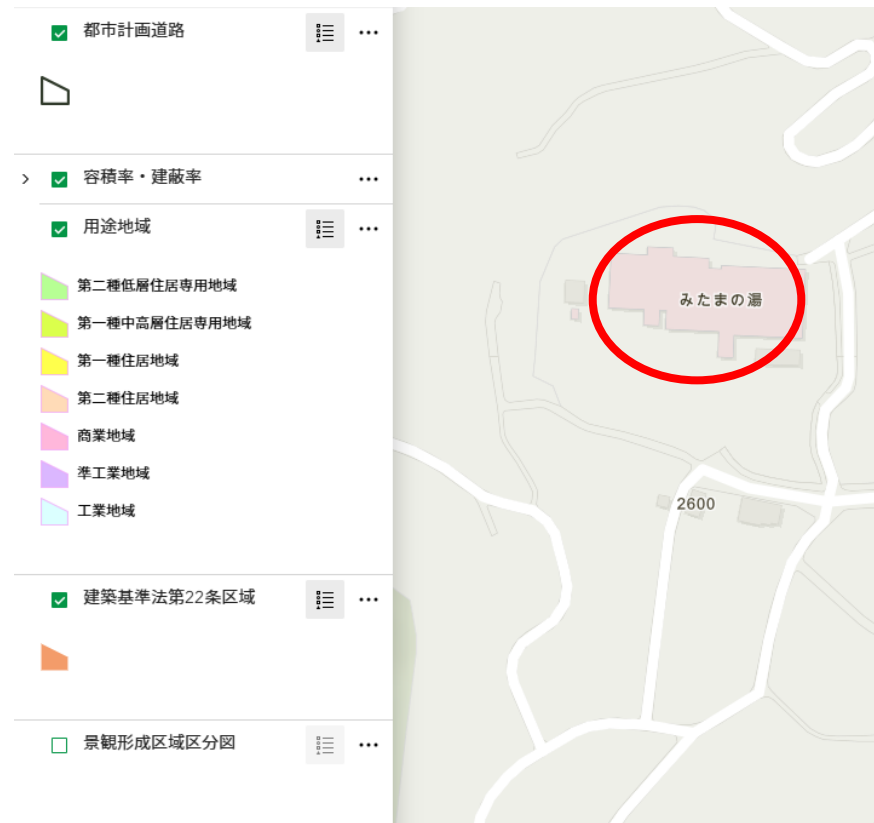


出所：市川三郷町 地図情報サイト いちかわみさとマップをもとに加工

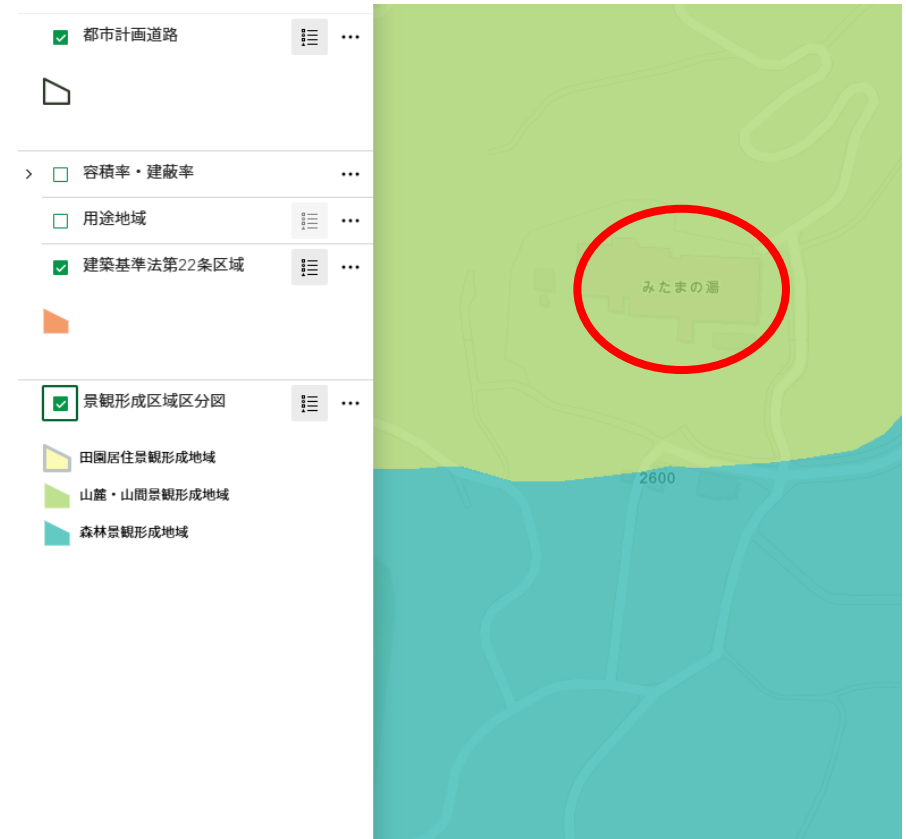
2-2. 位置図及び周辺施設等

用途地域の指定はなく、景観条例における山麓・山間景観形成地域に指定されており、周辺の田園や自然景観等と調和した施設配置や建物の形態・意匠への配慮が必要です

用途地域の指定状況



景観条例による規制状況



出所：市川三郷町 地図情報サイト いちかわみさとマップをもとに加工

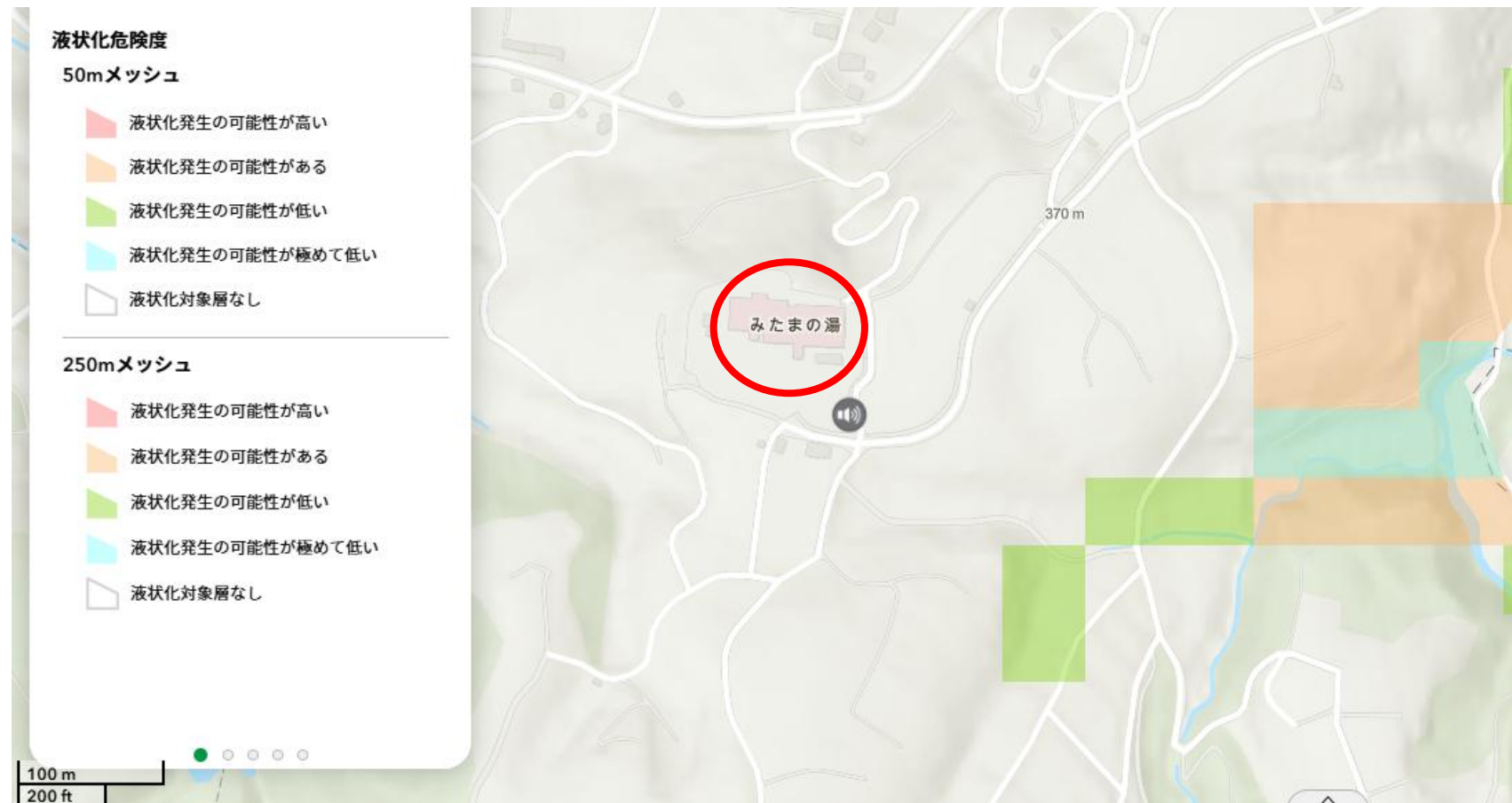
※景観条例に基づく景観形成基準及び、届出対象行為（建築物の新築及び改築等）の手続の詳細は、町HPを参照してください。

<https://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/40administration/05kensetsu/2012-0313-1007-14.html>

2-2. 位置図及び周辺施設等

ハザードマップ上では、みたまの湯は洪水及び液状化による被害を受けない想定となっています

洪水及び液状化



2-2. 位置図及び周辺施設等

ハザードマップ上では、みたまの湯は土砂災害による被害を受けない想定となっています

土砂災害警戒区域等

☒ 土砂災害警戒区域等

☒ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害により、建物が損壊し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

☒ 土砂災害警戒区域

土砂災害により、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域

☒ 土石流

▼開く

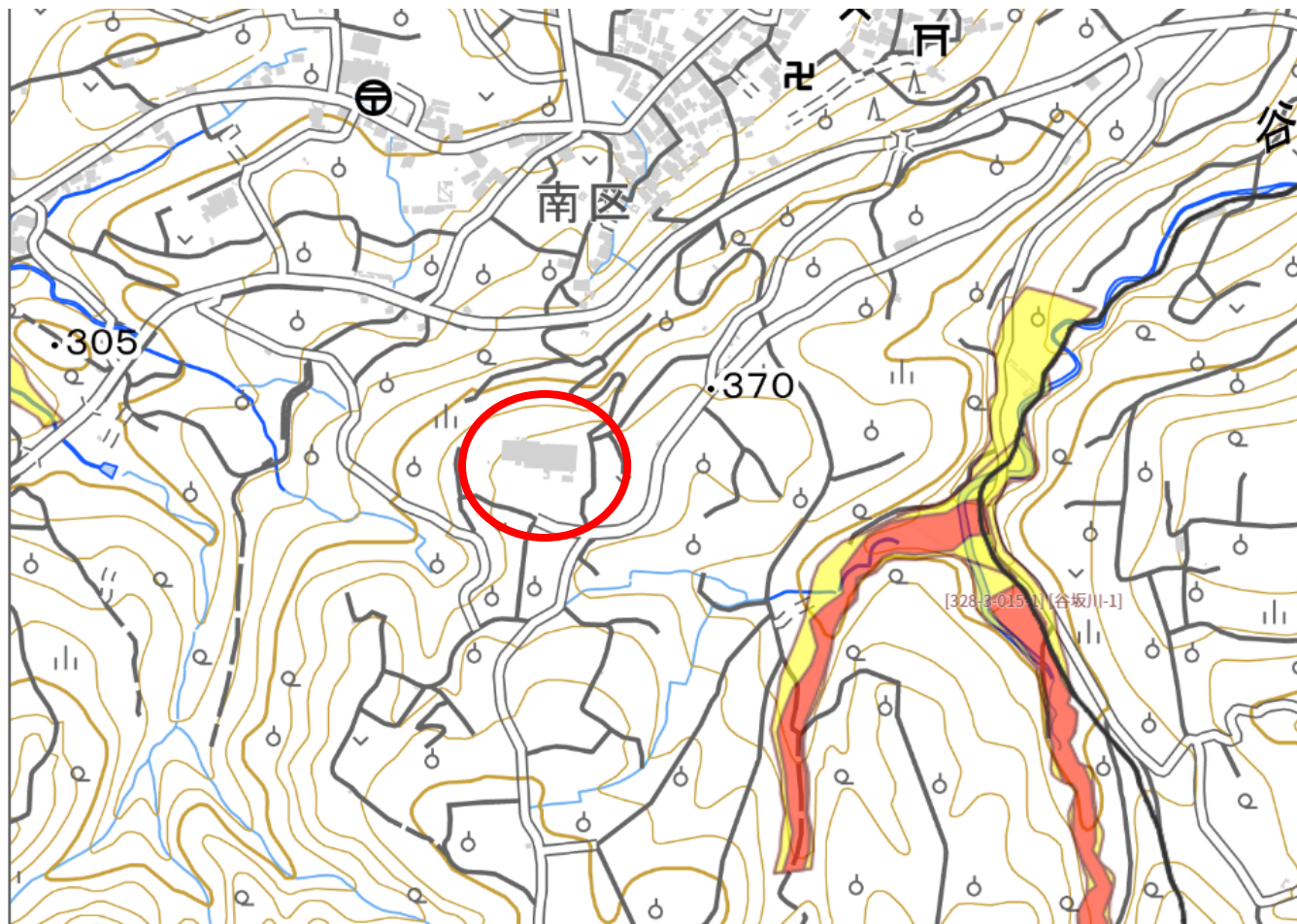
☒ 急傾斜地の崩壊

▼開く

☒ 地滑り

▼開く

☒ 地区 / ☒ ラベル



出所：山梨県 土砂災害警戒情報マップ

2-2. 位置図及び周辺施設等

みたまの湯の高い集客力を、町内の観光資源への回遊につなげることが重要です

みたまの湯が一日の観光の締めくくりとして利用される傾向にあると考えられ、高い集客力を町内の他の観光資源への回遊に十分つなげられていないことが課題です。

町内観光資源の分布



課題の構造

現状 町内には観光資源が点在

町内には自然、文化、体験等の観光資源が存在しています

利用傾向 みたまの湯を観光の締めくくりとして利用

温泉という性質上、観光の締めくくりとして利用され、入浴後に他の観光資源に立ち寄りにくいと考えられます

課題 町内回遊につながない

みたまの湯の高い集客力が、他観光資源への立ち寄りや飲食・買物に十分につながない状況です

課題は「資源の少なさ」ではなく、
「観光資源間の回遊不足」

※詳細は町HPも参照してください。 (<https://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/50sightsee/40map>)

2-3. 施設の改修・老朽化等の状況

平成27年度に内装等の改修を行い、令和4年度には空調設備を更新済みですが、全体の老朽化が進んでいるため、将来的には大規模改修が必要となります

これまでの主な施設改修の状況①

(単位：円)

年度	ポンプ以外		ポンプ		費用合計
	改修内容	費用	改修内容	費用	
H20			Aオーバーホール（引揚げ）	4,305,000	4,305,000
H21			Bオーバーホール・修繕（引揚げ）	4,305,000	4,305,000
H22					0
H23			Aオーバーホール（孔内洗浄に伴う引揚げ）	4,137,000	18,837,000
			A孔内洗浄	14,700,000	
H24			ポンプ制御盤タイマー取り替え	14,700	14,700
H25	受水槽タンク水漏れ修繕	1,228,500			2,383,500
	トイレへの温水洗浄便座取り付け	1,155,000			
H26	内装修繕	4,536,000	Bオーバーホール（引揚げ）、ケーブル交換	6,696,000	31,494,000
	ボイラー取り替え	19,614,000	流量計修繕	648,000	
H27	内装改装	43,200,000	孔内改修に伴いAポンプ引揚げ	7,020,000	50,220,000
	浴室内改装				
	濾過タンク修繕				
	温泉系統自動切替5方弁交換				
	露天濾過ポンプ部品改修				
	洗い場漏水配管修理				
	洗い場ライニング				
	地下ポルタンク液面指示計交換作業				

2-3. 施設の改修・老朽化等の状況

平成27年度に内装等の改修を行い、令和4年度には空調設備を更新済みですが、全体の老朽化が進んでいるため、将来的には大規模改修が必要となります

これまでの主な施設改修の状況②

(単位：円)

年度	ポンプ以外		ポンプ		費用合計
	改修内容	費用	改修内容	費用	
H28	空調オーバーホール	15,552,000	Aオーバーホールのみ（前年引揚げ）	3,108,240	18,660,240
	電気設備LED化				
	非常用照明バッテリー交換				
	駐車場白線引き直し				
H29					0
H30			B引揚げ（10年経過のため破棄）	2,052,000	3,002,400
			ガスセパレーター入れ替え	950,400	
R1	脱衣所・廊下空調機器交換工事（9基）	5,555,000	Bポンプ新規購入	10,587,240	16,142,240
R2	地下水受水槽タンク増築工事	7,920,000	水源井戸ポンプ交換	4,730,000	12,650,000
R3	広間・厨房・売店等空調機器交換工事（29基）設計	1,870,000	A引揚げ（10年経過のため破棄）・電磁流量計交換	3,388,000	5,258,000
R4	広間・厨房・売店等空調機器交換工事（29基）実施	41,558,000	Aポンプ・耐熱ケーブル新規購入	12,261,700	54,941,700
			源泉ガスセパレーターポンプ改修	1,122,000	
R5					0
R6	排水設備改修	7,315,000	水源井戸ポンプ孔内改修	3,300,000	10,615,000
R7	ろ過器交換	1,199,000	温泉ポンプ交換	2,431,000	3,630,000

※ ポンプはAとBの2台を設置し、数年おきに交代させながら使用し、使用していない期間は孔内改修やオーバーホール等のメンテナンスを実施

※ H26～H28の改修は、みたまの湯10周年リニューアル事業に伴う大規模改修

2-3. 施設の改修・老朽化等の状況

定められた法定点検等を行っているほか、直近では、井水槽タンクやサウナの修繕などが発生しています

直近（令和7年度）の点検・管理業務及び主な修繕の内容

点検および管理業務の状況（令和7年度）

月	浴槽関係	機械設備関係	その他
4月	レジオネラ検査	電気設備点検	防災・避難訓練実施 植木剪定
5月	レジオネラ検査	電気設備点検 ろ過器・エアコン点検	
6月	レジオネラ検査	電気設備点検	植木剪定 ボイラーばい煙測定
7月	レジオネラ検査	電気設備点検	
8月	レジオネラ検査 シャワー・カラン点検	電気設備点検	
9月	レジオネラ検査	電気設備点検	
10月	レジオネラ検査	電気設備点検	植木剪定
11月	レジオネラ検査 サウナ点検	電気設備点検 消防設備点検 ろ過器・エアコン点検	防災・避難実施 井水水質検査 温泉槽・井水槽清掃
12月	レジオネラ検査	電気設備点検	ボイラーばい煙測定
1月	レジオネラ検査	電気設備点検 地下タンク気密測定	
2月	レジオネラ検査 シャワー・カラン点検	電気設備点検	
3月	レジオネラ検査	電気設備点検	

主な修繕内容（令和7年度）

箇所	内容	金額	箇所	内容	金額
浴室	建具修繕	83,600	浴室	露天風呂照明取替	63,800
浴室	建具修繕	40,700	浴室	床修繕	40,000
浴室	建具修繕	29,700	浴室	サウナ修理	122,100
浴室	建具修繕	97,900	トイレ	温水洗浄便座交換	99,000
浴室	かけ湯 電動弁	38,500	脱衣場	エアコン洗浄作業	154,000
浴室	塩素注入タンク	187,000			
浴室	井水槽タンク補修	226,600			
浴室	水栓器具交換	38,280			
浴室	照明器具交換	63,800			
浴室	サウナ修理	122,100			
浴室	建具修繕	47,300		合計	1,454,380

出所：指定管理者の報告資料による

3-1. 現行の施設運営方式の概要

みたまの湯は、公の施設として指定管理を導入しており、現行の指定管理期間は令和7年度から令和11年度の5年間で予定しています

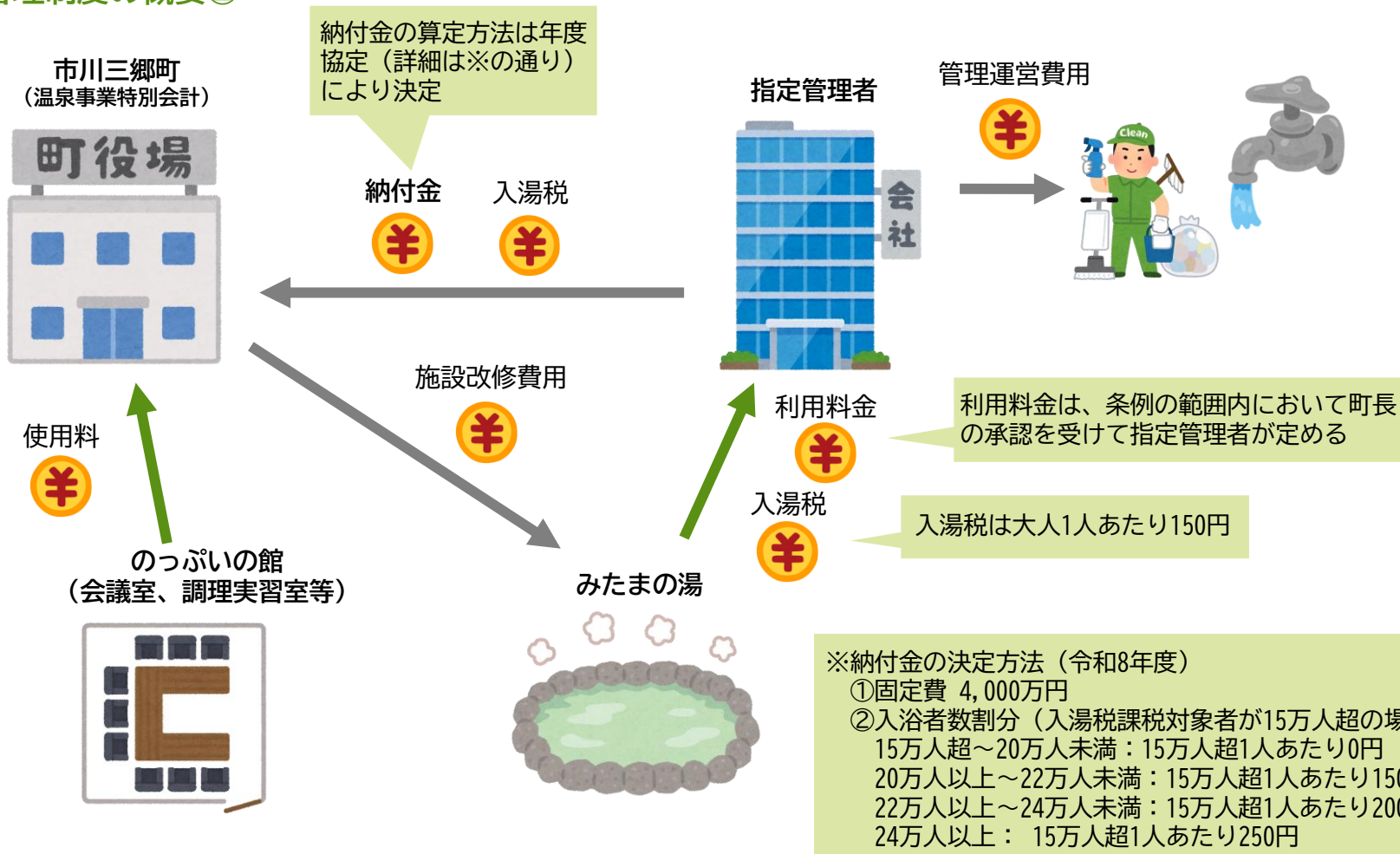
現行の指定管理制度の概要①

指定管理期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
指定管理者	株式会社内外ビル 山梨県韮崎市円野町上円井932番地
業務の範囲	①のっぴいの館条例第4条第1項に基づく使用の承認に関する業務 建物管理及び会議室、研修室、調理実習室等の申込受付と使用承諾等 ②みたまの湯条例第4条第1項に基づく利用の承認に関する業務 建物管理、浴室及び設備管理、入館料の徴収等 ③施設及び設備器具の維持保全に関する業務 建物管理及び設備管理、敷地内設備等維持管理 ④前各号に掲げるもののほか、町が必要と認める業務
自主事業	市川三郷町みはらしの丘・みたまの湯、のっぴいの館の設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任により自主事業を実施することができる。 なお、以下の事業については町が農業・農村、産業・文化の振興、住民生活の改善及び地域の活性化を目的として、特に指定管理者に企画提案を求める事業である。 ①レストラン運営事業 地元農産物を使ったメニューを積極的に取り入れたレストランの運営 ②農産物直売所 地元農家が生産した農作物や果実等を販売 ③イベント運営事業 地域の活性化を目的としたイベントの実施 例：みたまの湯周辺の農地にて収穫体験ツアーを開催など

3-1. 現行の施設運営方式の概要

みたまの湯は、公の施設として指定管理を導入しており、現行の指定管理期間は令和7年度から令和11年度の5年間で予定しています

現行の指定管理制度の概要②



3-1. 現行の施設運営方式の概要

みたまの湯は、公の施設として指定管理を導入しており、現行の指定管理期間は令和7年度から令和11年度の5年間で予定しています

町と指定管理者の責任分担①

項目		指定 管理者	町
施設の管理運営 (施設の利用、案内、警備、苦情対応、安全衛生管理等)		○	
施設の維持管理 (施設の保守点検、設備の法定点検等、清掃、光熱水費等の支払、消耗品管理、樹木・植栽等の管理)		○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増	○	
金利変動	金利変動に伴う経費の増	○	
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○
施設周辺住民及び施設利用者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの苦情・要望等への対応	○	
	上記以外の場合		○
不可抗力	不可抗力(地震、落雷、暴風雨、洪水、戦争、テロ、暴動その他町及び指定管理者の責めに帰することのできない事由(第三者の行為も含む))の発生に起因する施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能		○
施設設備の維持管理	修繕	○	
			○

3-1. 現行の施設運営方式の概要

みたまの湯は、公の施設として指定管理を導入しており、現行の指定管理期間は令和7年度から令和11年度の5年間で予定しています

町と指定管理者の責任分担②

項目			指定 管理者	町
備品の維持管理	修繕	1件100万円未満	○	
		1件100万円以上		○
	更新	指定管理者が希望する場合	○	
		上記以外の場合		○
	新規購入	指定管理者が希望する場合	○	
上記以外の場合			○	
政治、行政上の理由 による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増			○
利用者や第三者への 賠償	指定管理者として注意義務を怠った場合		○	
	上記以外の場合			○
保険の付与	施設の火災保険			○
	施設賠償責任保険		○	
	自動車保険		○	
災害時対応	入館者の安全確保、従業員等の待機態勢の確保、被害調査、報告、応急措置等		○	
	上記の対応に対する指示等			○
災害復旧（復旧工事）				○
事故・災害等による 施設等の修繕	指定管理者として注意義務を怠った場合		○	
	上記以外の場合			○
総括的管理責任				○

3－1．現行の施設運営方式の概要

みたまの湯は、公の施設として指定管理を導入しており、現行の指定管理期間は令和7年度から令和11年度の5年間を予定しています

町と指定管理者の責任分担③

- 表に定める事柄に疑義がある場合、又は定めのない事柄については、町と指定管理者が協議して定める。
- 指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入・修繕等を行う。
- 指定管理者が施設・設備の改修等を行った場合、指定管理者は当該資産の所有権の放棄又は現状復帰する。
- 指定管理者が購入した備品については、原則として指定管理者に帰属する。
- 修繕等の見積りは金額に関わらず町が見積り依頼するものとする。
- 利用者に係る保険は、次のとおり指定管理者が加入するものとする。
 - ①加入する賠償責任保険
町と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険とする。
 - ②保険の内容

対人賠償	1名につき	100,000千円以上
	1事故につき	300,000千円以上
対物賠償	1事故につき	100,000千円以上
- 施設外の温泉源泉・送湯管・温泉スタンドの維持管理・修繕は町の負担とし、電気料金は指定管理者の負担とする。
- 施設外の防犯街路灯・入口誘導看板の維持管理・修繕・電気料金は、指定管理者の負担とする。
- 町内巡回バスの運行は行わない。

3-2. 施設の運営状況及び利用者数

みたまの湯は原則年中無休であり、大人については一般料金と町民料金を設定しています

営業時間及び利用料金

営業日	年中無休 ※年間数日、保守点検のため休館	
開館時間	午前10時～午後11時（入館は閉館30分前まで）	
入館料※	一般	大人：850円 / 小学生：500円 / 小学生未満：無料
	町民	大人：650円 / 小学生：500円 / 小学生未満：無料
	回数券	11枚：8,500円
アメニティ	シャンプー、コンディショナー、ボディーシャンプー、洗顔・メイク落とし、ヘアウォーター、スキンウォーター、綿棒、ヘアドライヤー等 レンタルタオル（フェイス 70円、バス 130円）	
支払方法	現金、クレジット、電子マネー、コード決済が利用可能。	

※令和7年4月1日改定



3-2. 施設の運営状況及び利用者数

指定管理者により、地元の生産者等と連携したイベントや、テレビ番組や広告媒体を活用したPR活動などが展開されています

直近（令和7年度）の自主事業・イベントの実施状況

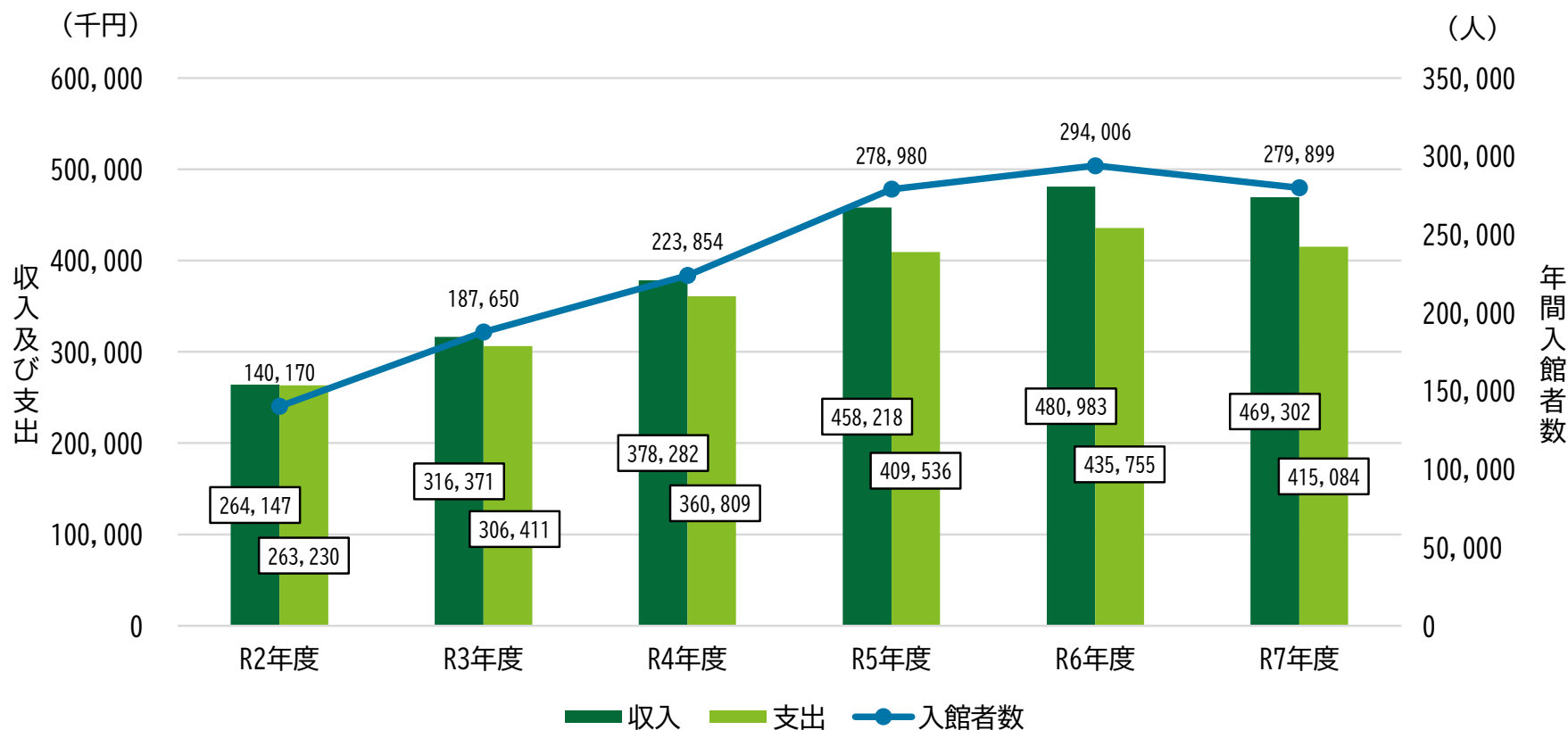
時期	行事・イベント等	備考
4月	ドルチェドリーム予約宅配の受付開始	予約数200ケース
5月	葡萄酒造り体験（房づくり）開催	
	甘々娘・ドルチェドリーム販売開始（直売所）	
6月	ドルチェドリーム収穫体験開催	参加者50名
7月	町民無料優待実施（7/14～7/18の5日間）	948名の利用
8月	8/7 神明の花火大会 営業時間延長（24時閉館）	
9月	葡萄酒造り体験（収穫・仕込み）開催	
10月	レインボーレッド販売開始（直売所）	
11月	葡萄酒造り体験（瓶詰め・ラベル貼り）開催	
	11/18（火）、19（水）2日間休館	設備点検等実施
12月	BS-TBS「南やまなし新発見の旅」番組協賛・CM提供	12/14放送
	大塚にんじンドレッシング販売開始	
	甲府駅セレオビジョンCM提供	12月の1ヶ月間
1月	テレビ東京「よじごじdays」放映	1/26放送
	甲府駅セレオビジョンCM提供	1月の1ヶ月間

出所：指定管理者の報告資料による

3-2. 施設の運営状況及び入館者数

入館者数は令和6年度に過去最高を記録しましたが、令和7年度は若干減少しています

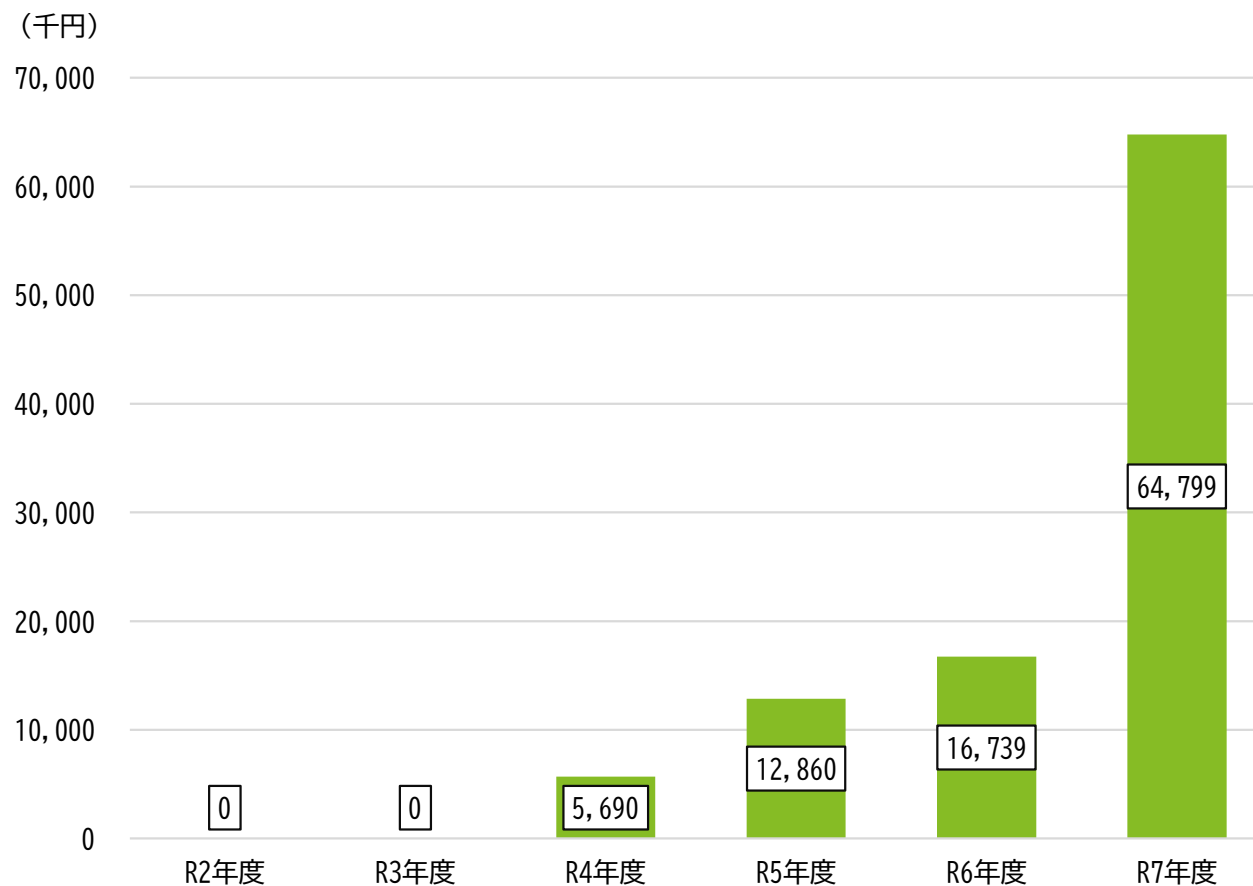
収入・支出（指定管理者）及び入館者数の推移



3-2. 施設の運営状況及び入館者数

コロナ禍の令和2～3年度は指定管理者の経営に配慮し納付金を免除しましたが、入館者数の回復に従い納付金は大きく増加しています

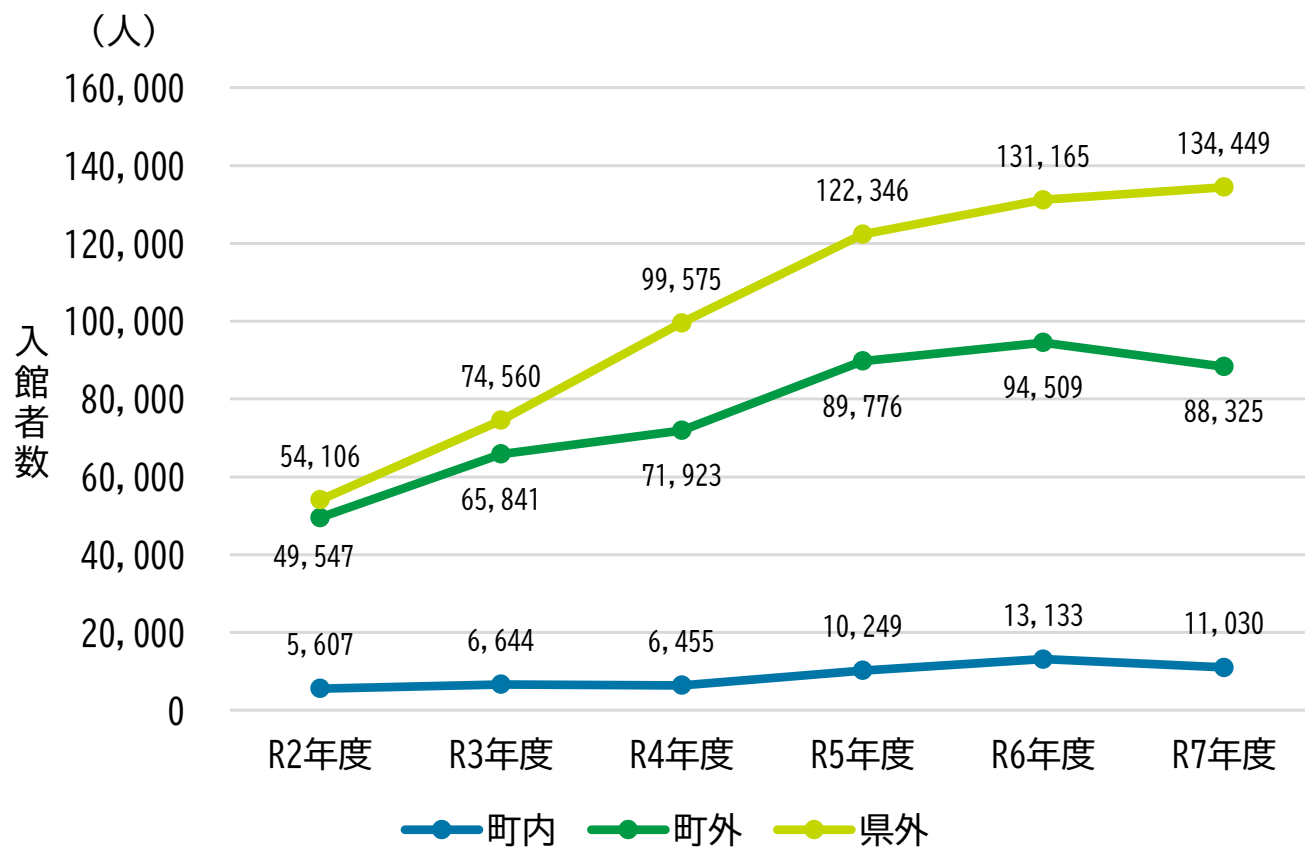
指定管理者から町への納付金の推移



3-2. 施設の運営状況及び入館者数

入館者に占める割合は県外が最も多く、直近の令和7年度では全体の約58%が県外からの入館者となっています

入館者数の内訳推移

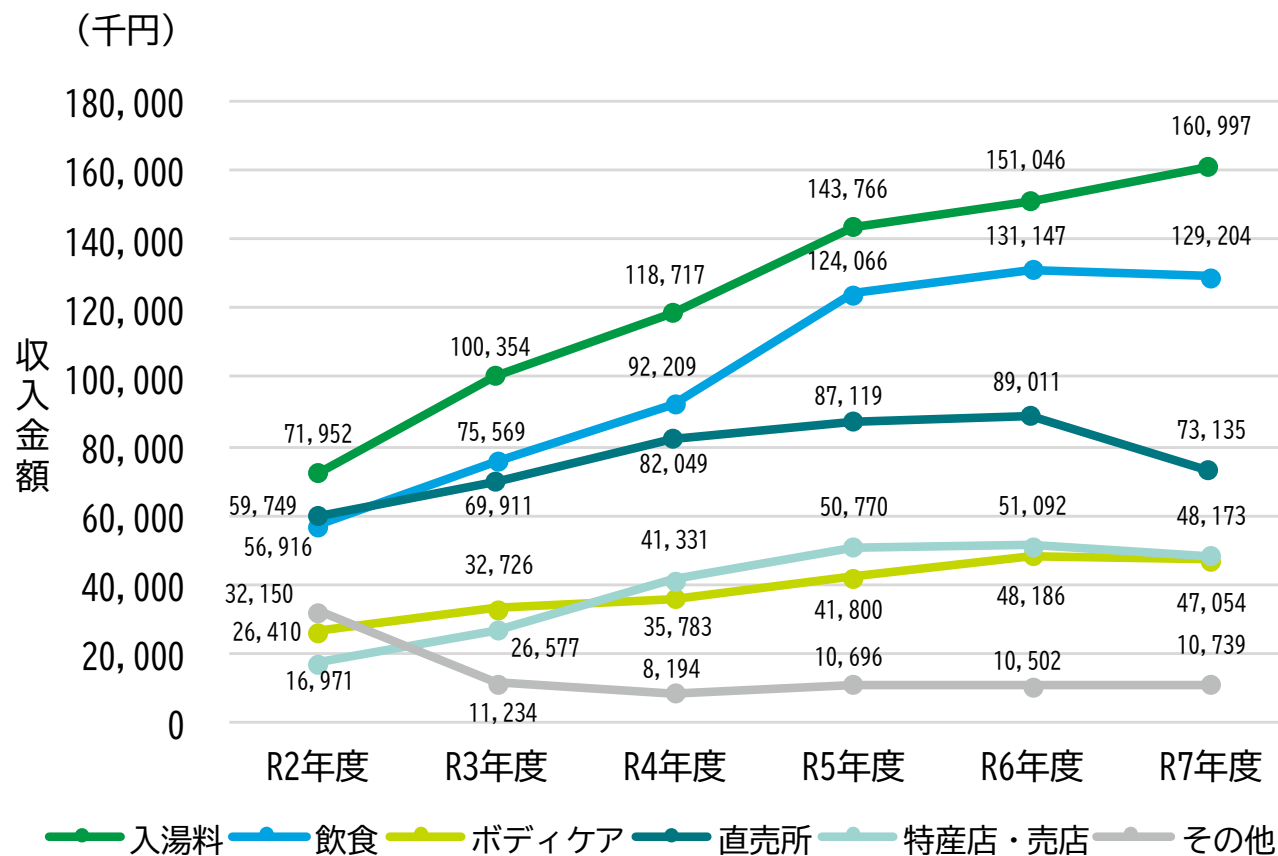


※入館者の所在地を把握していない回数券・スタンプカード・優待券による入館者がいるため、合計しても前ページの入館者数とは一致しません。

3-3. 収入及び支出の状況

収入に占める割合は入湯料、飲食、直売所の順に大きく、直売所による収入は近年減少傾向にあります

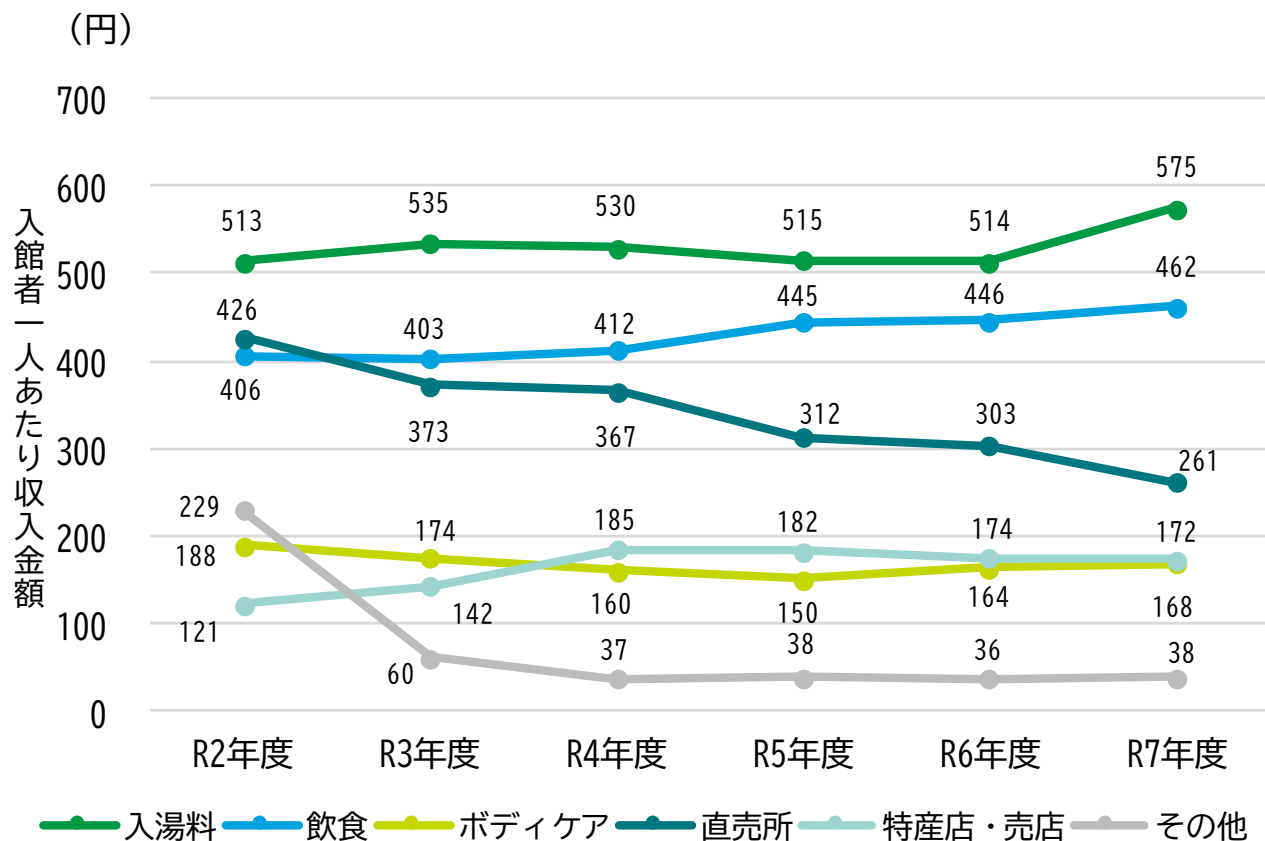
収入金額の内訳推移



3-3. 収入及び支出の状況

収入に占める割合は入湯料、飲食、直売所の順に大きく、直売所による収入は近年減少傾向にあります

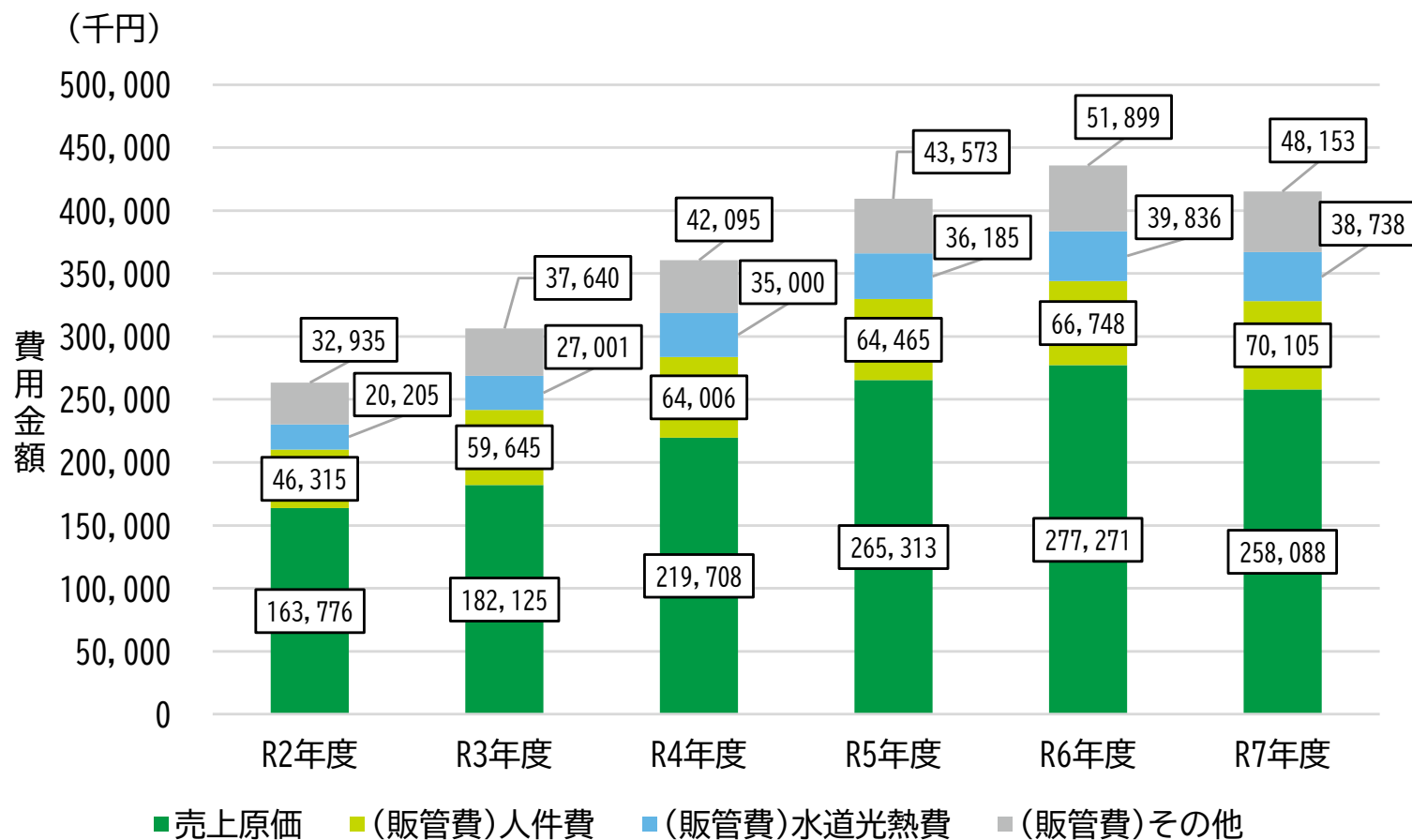
収入金額の内訳推移（入館者一人あたり）



3-3. 収入及び支出の状況

主な支出は売上原価のほか、販管費に占める割合が大きいのは人件費及び水道光熱費となっています

支出金額の内訳推移



4-1. 想定事業スキーム

民間事業者の創意工夫を最大限活用し、施設の改修・維持管理・運営を一体的に実施する観点から、ROコンセッション方式を有力な事業スキームとして検討しています

事業スキームの比較検討①

比較項目	指定管理者制度 (現行)	PFI (R0) 方式	
			+コンセッション
概要	自治体が施設を所有し、民間が運営	民間資金・ノウハウで、設計・改修・運営	公共施設の運営権を民間に付与
設計	原則として公共	民間	民間
改修	原則として公共	民間	民間
資金調達	原則として公共	民間	民間
管理運営	民間	民間	民間
利用料金収受	民間	公共／民間	民間
運営権	公共	公共	民間

※表に示す役割分担及び効果は、各事業手法の一般的な特徴を整理したものです。実際の事業範囲、官民の役割分担、費用負担及びリスク分担は、今後の検討及び事業者との対話を踏まえて設定します。

PFIとは

PFI法に基づき、体育館・公園等の身近な施設から、空港等の国の重要インフラまで、公共施設等の整備・運営等に民間の資金やノウハウを活用し、歳出の効率化や公共サービスの向上を図る事業制度です。

R0とは

既存の公共施設を民間事業者が改修したうえで、維持管理・運営を一体的に担う事業方式です。民間の資金やノウハウを活用し、施設の長寿命化やサービス向上を図ります。

コンセッションとは

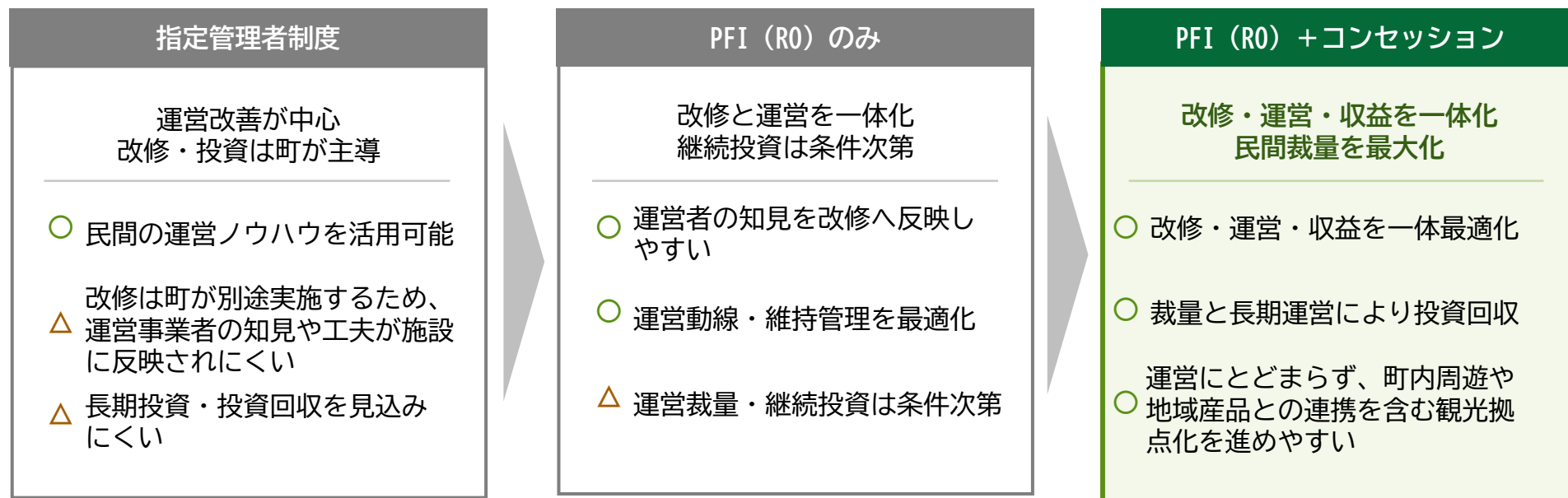
公共施設の所有権は公共が保持しつつ、運営権を民間事業者に付与する官民連携手法です。民間事業者の創意工夫により、サービス向上や効率的な運営を図ることができます。

4-1. 想定事業スキーム

老朽化の対応だけでなく、改修後の運営や収益向上、観光拠点としての価値向上までを一体で検討するため、R0+コンセッション方式を主案として検討しています

事業スキームの比較検討②

今回解決したいこと 老朽化対応 × 安定運営 ・ サービス ・ 収益向上 × 観光交流拠点としての価値向上



R0+コンセッションが最も町の財政負担の最適化と、民間の裁量・投資回収、観光拠点としての価値向上を両立しやすいと考えています
ただし決め打ちではなく、今回のサウンディングで参画可能性・官民負担などの成立条件を検討します

4-2. 今後の事業スケジュール（想定）

現行の指定管理期間が令和11年度までとなっているため、令和12年度から新たな官民連携方式に移行することを想定し、実施方針の策定等を今後進めていく予定です

今後の事業スケジュール（想定）

実施項目		R8	R9	R10	R11	R12
導入可能性調査 （本意向調査を含む）						
基本的な考え方の策定、 関係者の共通理解の醸成						
実施方針等の策定						
募集要項等の公表準備						
公募・ 事業者選定	募集要項等の公表					
	選定					
	契約					
新たな官民連携事業の開始						

※上記のスケジュールは現時点の想定であり、導入可能性調査の結果や、その他町内外の要因により変更となる場合があります。
また、今後、本施設に関して運営事業者の公募等が実施されることを約束するものではありません。